

著作権法第31条（図書館等における複製等）に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. この条項にいう「図書館等」には大学図書館は含まれない。
2. 図書館で複製が可能な目的には、調査研究だけでなく日常生活におけるあらゆる目的が含まれる。
3. 図書館の所蔵資料のうち、よく利用される資料については、あらかじめ複製物を作成しておいてよい。
4. 図書館資料の複製は、利用者1人につき、5部まで提供可能である。
5. 近年、著作権法第31条が改正され、国立国会図書館は事前登録した個人に対し、権利者の許諾なく、デジタル化した絶版等資料のデータを直接送信可能となった。